

令和3年度
(2021年度)

福祉事務所の取り組み

＜所長の方針・考え方＞

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組みます。
- ② 障害の有無や、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、多様化・複雑化する生活課題を抱える人への支援体制の充実や環境整備に取り組みます。

＜部の構成＞

健康福祉総合相談担当
障害福祉担当
生活福祉担当

＜主な担当事務＞

- (1)健康福祉相談に関すること。
- (2)障害者福祉に関すること。
- (3)生活保護に関すること。

具体的な取り組み：生活困窮者自立支援について

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業する方が増加する中、生活困窮者自立支援制度を通じて、生活困窮者の自立支援に取り組みます。収入が減少したことで、生活や住まいに不安を抱える方の相談件数は増加しており、長期にわたる支援が求められています。今後も関係機関及び庁内部局間の連携を強化しながら、生活に困窮する方を着実に自立につなぐことができるよう努めます。

具体的な取り組み：健康福祉総合相談窓口について

地域共生社会の実現に向けて、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合する課題に対応する「健康福祉総合相談担当」において、多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など、連携して円滑かつ適切に対応できるように取り組みます。また、包括的な支援体制の構築を進めることを目指す重層的支援体制整備事業の実施について進めます。

北部支所内にある「健康福祉相談センター」においては、北部エリアの乳幼児の発達支援や育児相談、健康相談や健康づくりの啓発活動に加え、福祉分野に係る相談などにも対応しています。現在、地域拠点のあり方について検証を行っており、今後は運用状況を見極めながら地域拠点整備のあり方について検討していきます。

具体的な取り組み：看取りや意思決定の支援

自らが望む人生の最終段階における医療やケアなどについて、「もしもの備え」として事前に考え、家族やサービス提供者等と話し合いを行えるよう、「エンディングノート」や「人生会議の手引き」の配布に努め、終活を支援します。また、市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅で医療と介護を一体的に提供できる体制を構築する取り組みとして、訪問看護ステーションと医師会による電話相談窓口を拡充し、多職種連携の推進を図り、相互の理解や情報共有に取り組みます。

具体的な取り組み：認知症施策の推進

認知症サポーターの養成を継続するとともに、養成講座受講後に地域での活動を希望するサポーターに対しては、社会資源の紹介や認知症カフェ運営の支援を行います。また、認知症に関する動画を新たに作成し、認知症の早期発見・早期支援の必要性についての周知に努めます。認知症による徘徊高齢者には、「みまもりあいステッカー」の更なる利用普及を図るため、市内13か所の地域包括支援センターにも受付場所を拡大します。

具体的な取り組み：成年後見制度利用促進に向けた助成対象の拡大

認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分となり契約等の締結や財産の管理ができない方で、親族等の支援を受けることが困難な方に対し、引き続き市長が成年後見等の申し立てを行います。また、申し立て費用と報酬助成の対象者を市長申し立てに限らず、生活保護受給者等で申し立て費用と後見人等への報酬の負担が困難と認められる方にも拡大します。

具体的な取り組み：枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）に基づく障害者施策の推進

令和3年3月に策定した枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）に基づき、障害者の自立支援や社会参加に係る取り組み及び、障害児へのサービス提供体制の整備など、障害者施策の推進のため、計画に定めた障害福祉サービスの見込み量や整備の方向について、進捗管理や状況把握に努めます。

具体的な取り組み：遠隔手話通訳事業の実施

「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の制定に伴い、手話によるコミュニケーション支援を充実するとともに、ICTの活用により端末を用いた非接触での遠隔手話通訳を実施します。今般のコロナ禍により、手話通訳についても非接触での対応が重要であることなどから、従前行っていた窓口手話通訳、手話通訳者派遣事業について、市役所休業日でも対応でき、利用者がその場でスマートフォン等を通して手話通訳を利用できるようにします。

具体的な取り組み：障害児・者に対する取り組み強化について

高度難聴児（１８歳未満）の発達保障と教育的配慮および福祉の向上のため、人工内耳装置等の買い替えにかかる費用を助成します。

また、医療的ケア児等が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は限られているため、通所先の確保、支援の強化策として、新たに看護師を配置し、市内在住の医療的ケア児等を受け入れる市内の事業所に対して、１事業所あたり１名の看護師を対象に基準内の額を補助します。

具体的な取り組み：生活保護制度の周知にむけた取組

新型コロナウイルスの影響により昨年度末から生活保護の申請が増加しています。今後も申請増加が想定されるため、生活保護が必要な市民に速やかな保護決定ができるよう、保護の適正な実施に努めます。

また、支援関係機関とともに相互に連携を図り、生活保護制度の周知にも取り組みます。